

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり、一般競争入札を行うので公告する。

令和元年5月30日

公益財団法人長崎県国際交流協会 理事長 宮脇 雅俊

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
長崎県外国人総合相談ワンストップセンター多言語電話通訳サービス業務委託（単価契約）
- (2) 業務の仕様等
仕様書による
- (3) 履行期間
契約日から令和2年3月31日まで

2 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒850-0862 長崎市出島町2番11号
公益財団法人長崎県国際交流協会
電話 095-823-3931
FAX 095-822-1551
E-mail soumu-kaikei@nia.or.jp
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - ア 交付期間
令和元年6月12日（水）17時まで（土日祝日除く）
 - イ 交付場所
2の(1)に同じ。
電子メールによる交付を希望する場合は上記2の(1)まで申し出ること。

3 入札参加者の資格に関する事項

次の各号に該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者。
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者。
- (5) 原則として3年以上の営業実績を有しない者。
- (6) この公告の日から入札の期日までの間において、指名停止又は指名除外の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者。
- (7) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）の提出期限の日及び入札期日以前6ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者。
- (8) 落札決定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く）。
- (9) この公告の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者。

4 競争入札参加の資格及び審査

- (1) 競争入札参加の資格は、施行令第167条の5第1項に定める要件に基づき (2) に掲げる事項について審査し、決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
- (3) 申請の時期
令和元年6月7日（金）17時まで
- (4) 競争入札参加資格審査申請書の入手方法
申請書は、この公告の日から2の(1)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、ホームページから入手することもできる。
- (5) 申請書の提出方法
申請書に次の書類を添え、2の(1)に掲げる場所に持参又は郵送（書留郵便）により提出すること。
 - ア 登記簿謄本
 - イ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - ウ 印鑑届（様式第2号）
 - エ 口座振替申込書（様式第3号）
 - オ 過去3年以内の類似業務実績内容を証明するもの（契約書の写し等）
- (6) 競争入札参加資格審査結果
令和元年6月12日（水）までに通知する。
- (7) 資格の取消し等
 - ア 競争入札参加者の資格を有する者が、3の(1)又は(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - イ 競争入札参加者の資格を有する者が、3の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
 - ウ 資格取消しの通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。
- (8) 入札の日時及び場所
 - ア 日時 令和元年6月20日（木）13時30分
 - イ 場所 長崎市尾上町3番1号 長崎県庁 5階 501会議室
- (9) 開札の日時及び契約条項を示す場所
入札終了後直ちに4の(8)のイの場所において行う。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札参加資格の通知を受けた者は、入札日の前々日までに見積金額（消費税及び地方消費税を加えた金額）の100分の5以上の金額を納付すること。納付書を発行するので、納付希望金額を速やかに（公財）長崎県国際交流協会へ連絡すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
 - ア （公財）長崎県国際交流協会を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 開札日の前日から平成29年度までの間において、長崎県もしくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約と規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）及び入札保証金免除申請書（第4号様式）を提出する場合
- (2) 契約保証金
落札者は契約前に契約金額（予定件数×決定単価 ※消費税及び地方消費税を加えた金額）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア （公財）長崎県国際交流協会を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、

その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から平成29年度までの間において、長崎県もしくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約と規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その履行完了を証明するもの（2件以上）を提出する場合

6 入札の方法等

(1) 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、入札参加資格を有する通知を受けた者

(2) 入札方法

ア 入札は本人又は代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状（第6号様式）を提出するものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）のうち、令和元年9月30日までの多言語電話通訳サービス業務に係る金額については当該金額の100分の8に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額（以下、「端数切捨て」という。））を、令和元年10月1日からの多言語電話通訳サービス業務に係る金額については当該金額の100分の10に相当する額（端数切捨て）をそれぞれ加算した金額の合計額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち、令和元年9月30日までの多言語電話通訳サービス業務に係る金額の108分の100に相当する額と、令和元年10月1日からの多言語電話通訳サービス業務に係る金額の110分の100に相当する額との合計額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、3回を限度とする。3回までに決定しない場合は最低入札価格を入札した者と見積りの協議を行う。

エ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

ア 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 最低制限価格

無

(5) 入札の無効

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札者が法令の規定に違反したとき。

ウ 入札者が連合して入札をしたとき。

エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

オ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

カ 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

キ 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ケ 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

コ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

サ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。

シ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

ス 入札書の首標金額が訂正されているとき。

セ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

- (6) 入札又は開札の中止
天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。
入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

7 その他

- (1) 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 電送及び郵送による入札は認めない。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。